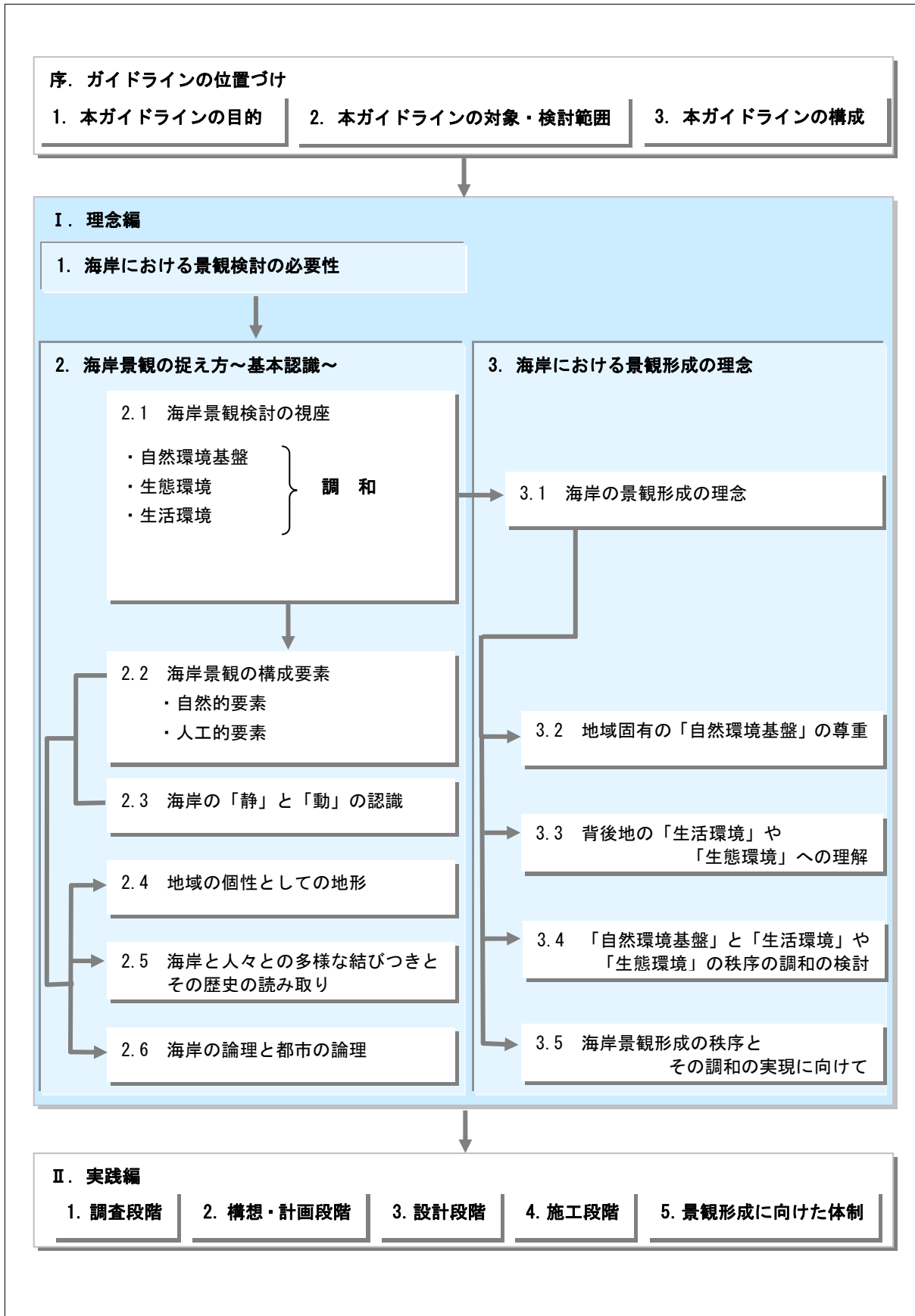




## ■理念編の構成



## I. 理念編

### 1. 海岸における景観検討の必要性

近年、利用や環境、景観に配慮した海岸整備が謳われるようになってきたが、海岸保全区域や海岸保全施設の中で、オブジェの設置やカラーリングを施すといった表層的デザインは、必ずしも海岸の本質的な魅力を向上させない。

これまでの海岸整備の手法を見直し、自然の営為と人工の総体としての美しい海岸景観のあり方を探求し、景観形成の望ましい方策を検討する必要がある。

#### 【 解 説 】

##### ○これまでの海岸整備の流れ

1945年から1960年代（昭和20～30年代）にかけて、大規模な台風による高潮や高波、地震津波による被害が続出した。これは、大規模な台風が上陸した年があったばかりではなく、日本が高度経済成長に向けて、波浪や強風が卓越する沖合へと沿岸開発（沖合展開）を進め、そうした沖合展開で造成された埋立地に居住人口や建造物等が集中したために被害が拡大したという面も持っている。

当時は、現在のように海岸堤防がある海岸は少なく、海辺の災害を防止するためのハードな対策はほとんど行われていなかった。こうした背景から1956(昭和31)年に海岸法が制定され、沿岸域の居住者や建造物等を災害から守るため、海岸堤防の建設が一挙に進められるようになった。これによって、海辺は、格段に安全になり、災害が少なくなった。

しかし、その一方で、高い堤防や護岸、コンクリート製の巨大な消波ブロックは、人々を海辺に近づき難くし、海を眺められないようにしてしまった。また、海辺の施設が防災の役に立っているという認識が薄れ、生活の中に防災という観点が失われがちともなってしまった。かつては、暮らしのなかに海辺があり、海辺に人々の暮らしがあって、生活と切り離せない海岸であったが、この時代は海岸背後に暮らす人々にとって海岸が疎遠な場所となってしまったといえる。

安全を優先した結果失ったものを取り戻すため、1975(昭和50)年頃から、海辺を親しみやすいものとする努力をはじめ、環境、景観、利用、親水等といった、かつては当たり前のように海辺が持っていた要素を復活させる試みが始まった。1989(平成元)年には「ふるさと海岸整備事業」、1992(平成4)年には「ビーチ利用促進モデル事業」、1996(平成8)年には「エコ・コースト事業」をはじめ「海と緑の健康地域—健康海岸事業—」「渚の創生事業」「都市海岸高度化事業」「海と陸と緑のネットワーク事業」、1997(平成9)年には「いきいき・海の子・浜づくり」、2000(平成12)年には「自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）」等、景観、利用、環境、親水等の施設整備を目的としたさまざまな事業が創設された。

確かに、環境、景観、利用、親水等への配慮がなされた結果として、生物に優しい海辺が創出され、松原も創出された。階段護岸や緩傾斜護岸の整備は、人々が海辺に容易に行くことを可能にし、色とりどりの絵や文字を描いたり、カラータイルを貼って華やかな空間にもなった。

しかし、このような施設整備の結果として生み出された海岸空間は、周囲の山や岬、自然の営為によって作り出される砂浜形状等の自然環境と人為的な施設の総体として、本当に美しい海岸となっているかは、常に検証が必要である。

そこで次項では、海岸整備のこれまでを振り返り、海岸の景観形成という観点から、その課題を浮き彫りにする。

## ○海岸整備の課題

### 1) 緩傾斜護岸、階段護岸の整備

1970（昭和50）年代に入ってから親水・レクリエーションに対するニーズの増大から、防護の機能を満たしつつ水辺へのアクセスに配慮した緩傾斜護岸や階段護岸が整備され、この流れは現在まで続いている。

しかし、延長が長く、単調な線が延々と続き、高さのある緩傾斜護岸や階段護岸は、必要以上にその存在感が強調される。したがって、海岸の利用促進の手立てを階段護岸整備として決めただけからず、階段護岸が本当に望ましいか、他の望ましい工法が存在しないかどうか、様々な人を交えて十分に議論してから整備に取りかかる必要がある。

### 2) 人工磯の整備

磯場は砂浜にはない独特の魅力を持ち、潮溜まりは磯遊びに適しているし、環境学習の場としても注目されている。こうした観点から造成される人工磯は、誰もが安全に近づくことができるよう、磯場の上にボードウォークや手摺りが張り巡らされている事例が見受けられる。

しかし、既存の生態系への影響をはじめ、海岸が有する本来の自然の特徴、周辺地形・土地利用等との調和といった観点から、当該整備が海岸の望ましい姿にかなっているかを吟味する必要がある。

### 3) 人工海浜の整備

元々砂が白くない海辺に他の地域から白い砂を持ち込んで白砂の浜をつくりだすことや、自然の営みの中では砂浜の無かった水深の深い海辺に人工的に砂浜を造成したり、自然の状態では傾斜がきつい砂浜をビーチバレー向きに平坦に改造することが、本当に地域の自然と調和しているのか、十分に検討する必要がある。

また、本来、松原は、防風や飛砂防止の効果があり、人々の生活と深く関わることで景観的役割をも果たしていた。見かけだけの景観に気を取られて、その松原を飾り物程度の扱いで造成したりする例も見受けられるが、松原の整備にあっては、自然の営みによって形作られる松原本来の様相や、背後住民の手厚い管理によって松原の成長や景観価値が育まれていくことをふまえずなくてはならない。

### 4) 景観への配慮による整備

コンクリート製の堤防や護岸、消波ブロックは、自然が卓越する海岸空間の中では美観を損ねる一因として批判を多く受けている。今後は侵食対策を実施しつつ、利用や自然環境への配慮と防護機能を兼ね備える海浜の保全を図ることが望ましい。

しかし、侵食が進行する海岸の背後地を防護するためには、堤防や護岸、消波ブロックによる整備が避けられない箇所もある。

こうした箇所においても、コンクリート製の堤防や護岸に化粧（カラーリング、被覆等）を施せば海岸構造物が美しくなるという考え方等によって、一部の海辺は様々な色や模様が氾濫し、人為的で華やかな装飾が溢れていることがあるが、そこには海辺全体の姿（景観）がどのようにあるべきかを捉える広い視野に欠けている。

模様や絵や文字は、強く人目を引きつけ、模様や絵や文字が海辺本来の景観の主役を奪ってしまっている。こうした海辺に本来存在しない眺めは、その地域になじみにくい場合があり、それだけ飽きられやすいこともあるため、各地で取り組まれているからといって鵜呑みにはせず、慎重に検討を行うべきである。

## 5) 近年の海岸整備

近年の海岸整備は、防護という海岸保全施設の当初の機能に、利用や環境、景観等の新たな機能を付け加える形（足し算的な発想）で海岸保全施設が作られているように見受けられる。

しかし、海岸保全施設という限定された施設や空間の中でそれらの機能の全てを満たそうとすること自体に無理があると考えられる。今後は、自然が作り出す海岸地形や周囲の山等の自然地形の姿、そして背後の人々との結びつき等を考慮することが重要であり、海岸保全施設のみを整備するのではなく、元来、海岸に係る地物、文化及び背後地域を含めた総合的見地から当該海岸のあり方を考えることが必要である。

また、景観だけを目的とした『足し算的な発想』の整備は、コストも単純に付加分が増加することになってしまっている。今後は、既存の海岸保全施設の中で、初期の段階から景観にも配慮することにより、既存の整備コストの中で実施することも可能と考える。

### ■地域にそぐわない整備の場合に景観的課題を生じさせやすい事例

<div data-bbox="239 779 598 891" data-label="Text"> <p>一般公衆の『利用』 (国土の利用とは別の概念)</p> </div> <div data-bbox="239 900 590 1160" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="236 1160 391 1187" data-label="Caption"> <p>課題①階段護岸</p> </div>	<div data-bbox="710 779 1420 891" data-label="Text"> <p>課題①階段護岸・緩傾斜護岸 等 課題②曲線を多用した構造物 等 課題③遊園地化（娯楽施設等の海岸への持ち込み） 等</p> </div> <div data-bbox="622 900 997 1160" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="622 1160 901 1187" data-label="Caption"> <p>課題②曲線を多様した構造物</p> </div> <div data-bbox="1045 900 1428 1160" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1045 1160 1204 1187" data-label="Caption"> <p>課題③遊園地化</p> </div>
<div data-bbox="239 1227 598 1299" data-label="Text"> <p>『環境』</p> </div> <div data-bbox="614 1310 1037 1579" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="622 1579 1021 1608" data-label="Caption"> <p>課題④自然を模した構造物（擬岩の設置）</p> </div>	<div data-bbox="710 1227 1420 1299" data-label="Text"> <p>課題④自然を模した構造物（擬木・擬岩等）や植栽の列植</p> </div>
<div data-bbox="239 1641 598 1713" data-label="Text"> <p>『景観』</p> </div> <div data-bbox="614 1720 1037 2004" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="622 2004 1061 2033" data-label="Caption"> <p>課題⑤お化粧（海岸護岸へのペインティング）</p> </div>	<div data-bbox="710 1641 1420 1713" data-label="Text"> <p>課題⑤お化粧（構造物への装飾、ペインティング 等）</p> </div>

図-2 近年の海岸整備の課題



表-1 海岸事業の展開と海浜空間の変遷

年度	海岸事業の目的及び整備施設					海岸空間				典型的な海岸空間の平面構成の一例
	事業名	所管省庁(当時)	事業目的 防護 利用 景観 環境	整備施設	防護	利用	景観	環境		
1949	高潮対策事業	4省庁 <sup>注1</sup>	●		海岸保全施設 <sup>注2</sup>	線の防護方式 第I期				直立護岸 消波工 背後地域 第I期『防護』(1949年~1973年)
1950	海岸堤防修築事業	4省庁	●		海岸保全施設の修復					
	侵食対策事業	4省庁	●		海岸保全施設					
	局部改良事業	4省庁	●		海岸保全施設					
1952	災害復旧助成事業	4省庁	●		海岸保全施設の修復					
1954	災害関連事業	4省庁	●		海岸保全施設の修復					
1973	海岸環境整備事業	4省庁	●	●	離岸堤突堤 階段式護岸及び護岸(堤防を含む) 養浜植栽	レクリエーション 緑化 第II期			養浜 公園 第II期『利用(レクリエーション)』(1973年~1987年)	
1975	海域浄化対策事業	4省庁		●	浚渫					
1976	公有地造成護岸等整備事業	4省庁	●	●	消波工護岸等 都市用地	新工法の適用 都市施設利用 第III期			緩傾斜護岸 人工島 リゾートホテル 第III期『利用の多様化高質化』(1987年~1996年)	
1979	海岸保全施設補修事業	4省庁	●		海岸保全施設					
1987	OCZ整備事業	建設省	●	●	海岸保全施設 レクリエーション施設 サービス施設宿泊施設 イベント施設	面的防護方式 多様な利用 構造物の工夫 水質の改善 第III期			飛沫防止 第III期『利用の多様化高質化』(1987年~1996年)	
1989	ふるさと海岸整備モデル事業	運輸省	●	●	海岸保全施設 植栽					
1990	海岸環境整備事業の拡充	建設省	●	●	海岸保全施設 階段 飛砂防止施設 養浜 植栽					
1992	なぎさリフレッシュ事業	建設省	●	●	海岸保全施設 消波工の異型ブロック等	多面的利用 第III期			緩傾斜護岸 潜堤 植栽 背後地域 『景観』(1987年~現在)	
	ビーチ利用促進モデル事業	運輸省	●	●	海岸保全施設 階段 養浜マリン植栽 飛砂防止施設等					
1993	多目的沖合制御施設整備事業	建設省	●	●	沖合制御施設の護岸公園					
1996	エコ・コースト事業	4省庁	●	●	海岸保全施設 養浜 消波工 階段 植栽 飛砂防止施設等	生態系に配慮 第IV期			漁礁(人工リーフ) 磯場 背後地域 第IV期『生態系への配慮』(1996年~現在)	
	海と陸と緑のネットワーク事業	4省庁	●	●	海岸保全施設 養浜 植栽 階段 ビオトープ 飛砂防止施設等					
	海と緑の健康地域づくり(健康海岸)	建設省 厚生省	●	●	海岸保全施設 公園等					
	いきいき海の子浜づくり	4省庁 文部省	●	●	海岸保全施設 教育関連施設 スポーツ施設等					
1999	魚を育む海岸づくり事業	4省庁	●	●	海岸保全施設 養殖場 藻場 干潟 等					
2000	自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)	4省庁 林野庁	●	●	海岸保全施設 養浜 人工リーフ 植栽					

【凡例】 □:整備の目的、内容    □:海岸事業の類型化    →:継続中の整備目的、内容を示している

「防護」「利用」「景観」「環境」は、行政機関の通知内容より、以下のように定義した。

「防護」:津波、高潮、侵食等から国土を守る整備を指し、これにより整備される海岸保全施設(突堤、堤防、護岸、胸壁等)をいう。

「利用」:利用者の利便性の向上やレクリエーション・交流・教育の場を供する整備を指し、人工海浜、公共施設、レクリエーション施設等をいう。

「景観」:美しい景観の保全・創造のための整備を指し、植栽(松林等)、構造物の工夫等をいう。

「環境」:水底質の改善や生物環境、生物の生息・生育の場の保全、創造のための整備を指し、干潟、磯場、漁礁、植栽等をいう。

「主な分類」の○印は、「防護」、「利用」、「景観」、「環境」の定義に適合した項目を示している。

注1 4省庁とは、再編前の建設省、運輸省、農林水産省、水産庁

注2 「海岸保全施設」とは、海岸法第三条の規定により指定されている海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設をいう。ただし、1999年度以前の「海岸保全施設」は、砂浜を含まない。

出典：日本大学理工学部海洋建築工学科 横内・岡田研究室 提供

## 2. 海岸景観の捉え方 ～基本認識～

### 2.1 海岸景観検討の視座

海岸における景観検討にあたっては、「自然環境基盤」、「生態環境」、「生活環境」の3つの視座によって、望ましい当該海岸のあり方を考える必要がある。

#### 【 解 説 】

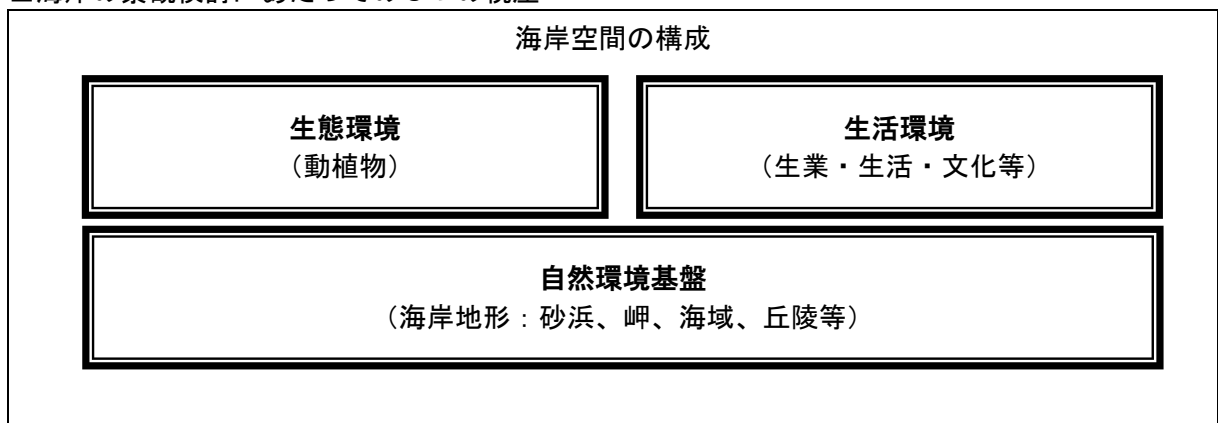
海岸空間は、自然の営力の中で形成されてきた海岸地形（砂浜、岬、磯、干潟、海域等）を基盤にして、その上に、生態系や人間生活が構築されている。つまり、海岸地形は、動植物が息づく「生態環境」と人間の生業や文化活動といった「生活環境」を支える「自然環境基盤」と言える。

このことから、海岸における景観検討にあたっては、「自然環境基盤」「生態環境」「生活環境」の3つの視座によって、望ましい当該海岸のあり方を考える必要がある。

具体的には、「自然環境基盤」は不用意な変更を与えぬよう十分に尊重し、「生態環境」や「生活環境」は、両者の関わり合いのほか、それぞれと「自然環境基盤」の関わり合い等を丹念に調べ、さらに「生活環境」は、過去から現在に至る連綿たる生活の営みの中で築いてきた地域の歴史・文化を再度見直し、その記憶を継承・再創造していくこと、そして現代の生活に即した形でそれを再解釈することが肝要である。

こうした考え方のもとに、海岸に求められる様々な機能を踏まえながら、それらを最終的な空間の形として統合化していくことが重要になる。

#### ■海岸の景観検討にあたっての3つの視座



## 2.2 海岸景観の構成要素

海岸景観を構成する要素は、汀線・海浜（砂・礫・磯浜等）・海岸林・岬・背後の丘陵や山等の自然的要素と、海岸堤防・護岸・離岸堤・人工リーフ・突堤・ヘッドランド等の人工的要素がある。

これら海岸景観を構成する主要素を認識して、海岸の景観検討に着手することが重要である。

### 【 解 説 】

#### ○海岸景観の考え方

海岸景観の考え方を端的に言えば、「海岸とまち・地域住民の相互融合」と言える。そのためには地域の歴史や文化等を知り、海岸を構成する地形や植生の要素、気象・海象等の自然的要素を理解することが必要である。しかし、自然的要素は地域住民の生活にとって好ましい影響を与えるものばかりではない。そこで、負の影響を除き、自然的特性をより生かす海岸保全施設の導入を考える必要が出てくる。また、海岸保全施設の導入によって自然的要素が引き立つ場合、相互融合が促進する場合もある。その際でも海岸保全施設が極力主役にならないように配慮すべきであるが、それも街や住民と海岸との関係の深浅の中で決めていく必要がある。

#### ○海岸景観の構成要素

海岸景観を構成する主な要素、つまり景観検討を積極的に行うべき要素は以下である。

##### 〈自然的要素〉

- ①汀線：汀線は海岸のイメージを決定づける基調となる要素である。汀線形状が直線・曲線・凹凸状で景観の印象はまったく異なる。白砂青松や長汀曲浦<sup>ちょうていきょくほ</sup>※1(p.12 脚注参照)は日本の海岸の原風景である。
- ②海浜（砂・礫・磯浜等）：海浜は汀線とともに海岸を印象づける。特に砂浜の場合はその浜幅や微地形等によって、利用者の行動形態や生態環境が変わってくることで、またその面的な広がりから周辺地形の眺めに対し多大な影響を及ぼすこと等から、景観整備時には海浜内部のあり方とともに、周囲への見通しにも十分配慮する必要がある。
- ③海岸林：海浜背後の海岸林は、本来、防風・防砂機能のためにあり、景観整備にあたっては、その本来の機能に十分配慮する必要がある。また、これらの機能に加え、緑陰をもたらす機能にも配慮し、植生としての本来の姿を維持・創出することが重要になる。
- ④岬・背後の山々：汀線の延長線上にあるアイ・ストップ<sup>アイストップ</sup>※2(p.12 脚注参照)となる岬や、海岸を抱き込むような背後の山々等の自然の造形は、地域の個性を象徴する海岸景観構成要素となるので、その見通しを保持すべきである。
- ⑤河口部：川幅の大きい河口部は、海岸と一体となり平坦で広々とした空間をつくる。開放的ではあるが、広大で取り留めのない景観となりやすいことに配慮する必要がある。



写真-1 海岸景観の主な自然的構成要素



## 〈人工的要素〉

- ①海岸堤防：波浪の勢いを弱め、高潮を防ぐ等の機能を有する海岸堤防は、海岸には必要不可欠な構造物であることが多い。海から大きな営力を受けるために重厚長大な構造物になりやすく、海岸のイメージを左右する重要な景観要素となるため、海岸工学や景観工学等の専門家や地域住民を含め、十分な検討が必要である。
- ②護岸：海岸堤防と同様に重厚で長大な護岸も、海岸のイメージを左右する重要な景観要素となる。海岸堤防、離岸堤、突堤等と一体的に検討すべき要素である。
- ③離岸堤：海岸の前面に設置して、主に波浪や流れを制御して静穏な水面を現出させる離岸堤も大きな構造物となり、海岸景観に影響を与える。また、離岸堤は海浜の砂の流出を防ぎ、海中の砂を堆積させる作用も有しており、汀線の維持等に重要な役割を果たす。
- ④突堤・ヘッドランド・放水路：主に海浜の砂の流出を防ぐ突堤や、背後地の用水を海に排出する放水路等は、一般に砂浜から海域へ垂直に設置されるため、海浜の景観に直接大きな影響を与える。
- ⑤樋門・樋管・潮遊池・排水機場：干拓地海岸では、空間が水平方向に大きく広がることから、干拓地を機能させるのに必要な樋門・樋管・潮遊池・排水機場等の垂直に切り立つ人工物は、きわめて目立ちやすいため、特にそれらに対する景観的配慮が重要となる。



樋門



樋管



排水機場



潮遊池

- ・樋門：堤防に付帯して設置される
- ・樋管：排水機場～海岸堤防間に配管され、堤防より突出する
- ・排水機場：堤防と排水路に隣接する場所に配置される
- ・潮遊池：堤防に隣接し、干拓地を囲むように配置される

写真-2 海岸景観の主な人工的構成要素

○「内部視点景観」と「外部視点景観」の双方から景観検討を行うことの重要性

海岸景観は、海浜内部（内部視点景観）と、背後都市・集落、海上、対岸、岬の上等の海浜外部（外部視点景観）からの眺めの双方を同時に考慮することが重要になる。



写真-3 海浜内部視点景観



写真-4 背後の松原から海浜を眺めた海浜外部視点景観

同一の海浜を眺めても、視点の位置(松原の内か外か)の違いにより、海浜の見え方・印象も異なってくる

※1 長汀曲浦（ちょうていきょくほ）：弧を描きながら遠くまで続いている海岸。また、その美しい風景。

※2 アイ・ストップ：視線の行き先を限定的に誘導する道路軸線の焦点や汀線延長線上の終点等、視線が留まるところに位置するものをアイ・ストップという。たとえば視線を誘導する役割を果たす汀線とアイ・ストップとなる岬とは一体的、相互補完的に互いを強調し、その景観を演出する効果がある。

## 2.3 海岸の「静」と「動」の認識

海岸は、白砂青松に代表される「静」の空間であると同時に、高潮・津波といった自然の猛威が及ぶ「動」の空間という両面性を有する。さらに、海岸は人為的影響が直ちに現れる場所でもある。

海岸整備にあたっては、海岸の持つ「静（日常性）」と「動（非日常性）」の両面を想定した望ましいあり方を検討することが重要である。

### 【 解 説 】

海と陸の双方の接点・緩衝帯となる海岸空間は、内陸の市街地とは大きく異なり、その広がりから開放感や非日常性といった魅力的な面を有する一方、時として陸域に押し寄せてくる強風・高波・津波といった自然界の猛威が人間の生命・財産を一瞬のうちに奪い去ってしまう過酷な側面もあわせ持っている。

また、海岸は周辺海域の潮流や波とともに、海側から吹き寄せてくる風といった当該地域の気象・海象の影響によって空間が形作られている。例えば、潮流や波浪はその向きや強さによって、汀線付近の漂砂の動きを変え、海岸形態に大きな変化を与えることが多い。このため、新たな海岸保全施設の設置によって、元々の潮流や波浪といった海象に変化が生じれば、それまで安定していた砂浜形態は姿を変えてしまう可能性が高い動的な空間であることを認識しておく必要がある。これらのことは砂浜ばかりに限ることではなく、海の営力によって形態が変化する磯や干潟等とともに背後の松林等も同様である。

以上のように、海岸という場所は、自然の猛威と直接的に対峙する過酷な場所であり、また、海岸という自然環境の中に挿入された人為（海岸保全施設）の影響が、最も敏感に現れる場所でもある。

このため、当該海岸の整備にあたっては、静穏時の人々の利用や景観にとられ過ぎず、「動（暴風時）」の際に海岸が受ける影響や、海岸の動態性を認識して、防災、海岸工学、生態学、景観工学等の専門的観点や、経済的合理性、施工性（技術的合理性）等を含めた総合的な観点から、当該海岸の望ましいあり方を検討する必要がある。



写真-5 静穏時の海岸



写真-6 暴風時の海岸

出典：静岡河川事務所 HP (<http://www.cbr.ml.it.go.jp/shizuoka>)

## 2.4 地域の個性としての自然環境基盤（地形）

気象・海象条件や地形条件等により形成される岬・汀線等の海岸地形、海岸を取り巻く山々や砂丘等の自然地形並びに植生等は、それぞれの海岸によって必然的に異なる。海岸やその周辺地域の持つこうした自然特性は、他に二つとない地域の個性・魅力である。

海岸整備にあたっては、当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然特性、自然環境基盤（地形）を尊重することが重要である。

### 【 解 説 】

海岸は強風や波浪といった過酷な自然環境と対峙した空間であり、そうした過酷な環境圧（風、波等）によって自然環境基盤（海岸地形）は形づくられている。地域の環境圧は、その地域の気候・風土であることを踏まえると、その環境圧によって築き上げられた海岸地形並びに海岸を取り巻く自然地形、並びに植生等は、まさに他に二つとない地域の個性・魅力であると捉えられる。

そのような過酷な自然環境によって形成された海岸風景を、人間は、あるときは“白砂青松”の美しい風景として眺め、またあるときは宗教的な畏敬の念を持って眺めることもある。



■多様な自然環境基盤によって構成される我が国の海岸



写真-7 砂浜・松林・背後の山並みが一体となった海岸  
(唐津港海岸／佐賀県)



写真-8 海岸林と砂浜と富士山が一望できる海岸  
(清水海岸／静岡県)



写真-9 砂嘴状の海岸 (左：宮津港海岸／京都府、右：由良港海岸／兵庫県)



写真-10 礫で構成される海岸 (美浜町海岸／和歌山県)



写真-11 崖海岸 (青梅川海岸／新潟県)



写真-12 奇岩が見られる海岸 (串本海岸／和歌山県)



写真-13 鳴き砂のある海岸 (琴引浜／京都府)



例えば、松林をとりあげてみる。松林は“白砂青松”という言葉に代表されるように、松と砂浜が織り成すその姿が日本人の心を魅了し続けてきた。(図-3 参照)しかし、白砂青松としての海岸の景観美とは、単に松と砂浜がありさえすればそれで良いということではない。白砂青松を愛でる名所図会等を丹念に見ればわかるように、そこでは弓なりに湾曲する汀線が岬にすりつき、砂浜の背後にある松林は湾曲する汀線の形状に呼応するかのようには弧を描き、その端部は岬にすりついている。さらに、松林は汀線に近い場所であるほどまばらに立ち、汀線から背後に遠ざかるにつれて密度を増している。砂浜(汀線)や松林が湾曲するその様相は、海側から強い環境圧を受ける所ほど砂浜や松林が陸側に後退し、また海側から寄せてくる環境圧を跳ね返すように存在する岬に近づくにつれ、環境圧が軽減されるために砂や植物が量を増す。

このように環境圧が強い場所と和らぐ場所との繋がりによって、海岸の地形は形成されているのである。

したがって、本来は磯場である海岸に人工海浜を持ち込んだり、海岸から眺められる周辺の印象的な眺めを阻害するような開発は慎むべきであり、まずは当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然特性や自然環境基盤を尊重することを第一に考えるべきである。

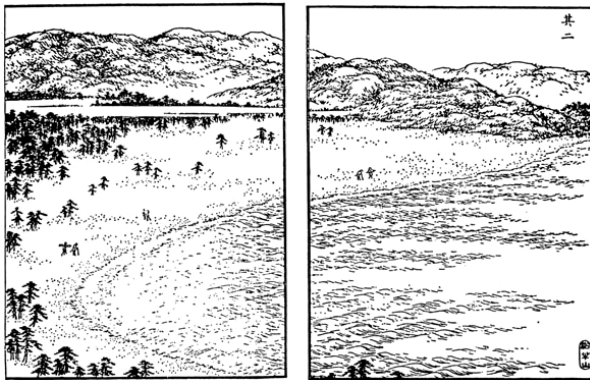


図-3 海からの環境圧(営力)を受けて形成された風情ある海岸の姿(吹上の浜/出典 淡路国名所図会)

○白砂青松を表現した名所図会の見どころ(上図の解説)

松林は汀線に近い場所であるほどまばらに立ち、汀線から背後に遠ざかるにつれて密度を増している。



写真-14 松林内ゆえに体験できる樹間越しの海



写真-15 松林としての魅力が不足している植栽

浜と松林とに一線を画すように松が植栽されると、松と砂浜との巧みな入り組み具合や、松林内での樹間越しの海が楽しめなくなるため、適度な樹間で植栽する等、本来の自然特性や地形特性を尊重し、古来より愛でられてきた海岸景観の鑑賞形態にも配慮した植栽を検討することが望ましい。

## 2.5 海岸と人々との多様な結びつきとその歴史の読み取り

景観整備の大きな意義の一つには、地域の記憶の継承と再創造がある。  
そこで、景観整備の検討にあたっては、地域住民や海岸工学・景観工学等の専門家の協力のもとで、海岸と人々の結びつきである歴史・文化等を積極的に保全したり、掘り起こしたりして、地域の記憶を継承・再創造していくことが重要である。

### 【 解 説 】

景観整備の大きな意義の一つには、地域の記憶の継承と再創造がある。地域の記憶とは、自然環境に対する人々の様々な関わりである。

例えば、市街地・集落（ムラ・サト）と海・川・山それぞれの狭間にある“辺（べ）”と呼ばれる空間、すなわち、浜辺・川辺・山辺（野辺）はいずれも、雄大かつ過酷な自然環境と対峙するという点で共通するが、その対峙する自然環境を楽しみ（浜遊び、川遊び、野遊び）、畏怖の念を抱き（浜降り・浜垢離<sup>はまごり</sup>、水垢離<sup>みずごり</sup>、野辺送り）、生活の糧を得る（漁業、野草・山菜採取）空間として、人々の生活に深く関わっていた。

また、こうした“辺”においては、自然の摂理や循環作用（微気象・干満・潮まわり等）によって1日あるいは年間の中でも刻々と様相を変化させ、それに伴って生物や人間の行動等も刻々と変わっていくものであった。

このような空間では、人間の知恵と工夫によって、自然の恩恵の享受（生活の糧、享楽）、自然の猛威への備え（防護）や畏敬の念等、人間の自然環境に対する様々な姿勢が、例えば、「生業の景」「防護の景」「祭祀の景」等という目に見える空間として現れ、景観的魅力を創りあげていた（次頁図を参照）。

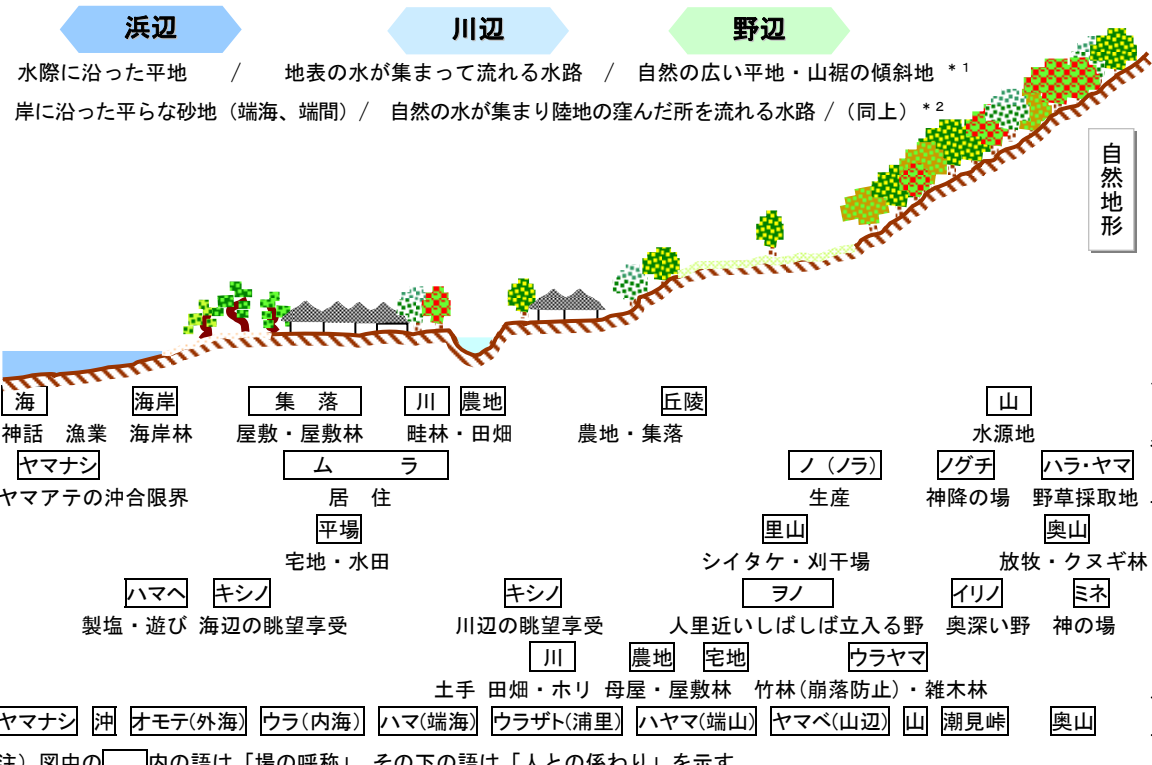
しかし、上記のような自然環境と生活環境との結びつきは、必ずしも現在まで目に見える形として残っているとはいえず、その地域に暮す人々に必ずしも意識されている訳ではない。

つまり、海岸の景観形成にあたっては、現状の空間やひとつの歴史・文化的事象ばかりを見据えるのではなく、当該地域の歴史・文化的事象とそれらの多様性を積極的に掘り起こし、それを景観整備に活かすことにより、地域の記憶を再生、ひいては継承・再構築していく手立てが求められる。

そのためには、どのような事象が、海岸のどのような空間で、どのような状況をつくり上げていたかということを明確化し、その事象を再生するための手段を地域住民とともに検討を重ねることが重要となる。



辞書的意味



**自然環境基盤**

図-4 自然環境と生活環境との結びつきからみた“辺(べ)”の成り立ち  
 出典：岡田智秀、土木学会景観・デザイン委員会デザインワークショップ 2004 テキスト（一部加筆）

【参考文献】 \*1：新村出編、広辞苑(第4版)、岩波書店、1991  
 \*2：草川昇、語源辞典(名詞編)、東京堂出版、2003  
 \*3：日本建築学会農村計画委員会編、集落空間計画ワーキングレポート' 86、p. 263、日本建築学会、1986  
 \*4：柳田国男監修、民俗学辞典、東京堂出版、1951  
 \*5：地井昭夫(\*3、p. 215)  
 \*6：齋木崇人(\*3、p. 66~74)  
 \*7：糸長浩司、2025年里山エコビレッジ構想、ピオシティ 20号、2001  
 \*8：齋藤潮、海岸景観及びその体験の典型に関する研究-集団表象の分析を通じて-、日本都市計画学会論文集、pp. 391~396、1985



## 2.6 海岸の論理と都市の論理

海岸は本来、海をはじめとして砂浜や磯・岬といった自然環境基盤が卓越した空間である。そうした自然環境の上に人間の生活が営まれ、その結果としての総体的な眺めとして、海岸景観がある。あるいは、脈々と続いてきた海辺の生活の営みの中から地域の文化や歴史が形成されている。

過酷な自然環境と対峙する海岸の整備にあたっては、内陸の市街地における公園整備等と同一視すべきではないということを認識する必要がある。そして、都市内でみられる装飾物（オブジェ、壁画等）、人を喜ばそうとする都市空間の整備手法（娯楽施設等）を安易に海岸に持ち込むことには慎重でなければならない。

### 【 解 説 】

#### ○海岸の論理の優位性

カラータイルで華やかに舗装された中心市街地の街路、人々を喜ばせよう、引き付けようと華やかな演出を競う商業施設群、色とりどりに並び立つ看板や広告類、店先あるいはショーウィンドーに並べられた目を奪わんばかりの鮮やかで色とりどりの商品、様々な娯楽施設等、都市の賑わいは、人為的な演出に満ち溢れている。そうした都市体験は、自然の空間では得られない、都市ならではの魅力的な空間体験である。

また、遊園地やアミューズメントパーク等の娯楽空間は、都市の日常では得られない、現実とは異質の魅力に満ち溢れた空間である。

しかし、そうした都市空間や娯楽的空間と海岸とは本質的に異なる空間である、ということの大前提としてまず認識しなければならない。

大きな弧を描きながらやがて突端の岬になだらかに吸い込まれてゆく長汀曲浦の砂浜、あるいは白砂青松の海岸、水面に斑の模様を描いて顔を出す印象的な岩々、磯に碎ける白波、松の樹幹越しに垣間見る海、頬をなでる海風、波しぶき、砂浜に寄せては返すさざ波…。あるいは、自然の恵みを生活の糧とする漁村にも、都市の演出性とはかけ離れた、ある種雑然とした生活そのものの姿がそこにある。それは自然が卓越する海岸にも、整然とした都市にもない、漁村の海岸の個性的な魅力である。

以上から、自然の猛威と恩恵という二面性を持つ海、そしてそれと上手に向き合ってきた背後地域の生活のあり方を含めた「海岸」という場所と、自然を人為的に抑制し、克服した上に成立する内陸の「都市」（市街地）という場所とは、本質的に空間のあり方が異なる。

なぜなら、まず第一に、海岸は基本的には、自然優位の空間である。第二に、海岸は、自然の猛威と最も直接的に対峙する空間であり、都市空間とは異なり、その猛威を完全に抑制することが不可能な空間である。第三に、そうした自然の猛威と恩恵を十分に認識した上で、それと上手く折り合いながら暮らしてきた人々の生活の姿、暮らし方の工夫がそこにあり、それは自然とも異なり、また都市の演出性ともかけ離れた、生活そのものの風景である。したがって、第四に、海岸を訪れる人は、本来的には、都市とは異なる海辺ならではの体験を求めてやってくると考えられる。

## ○海岸利用の固定概念

近年では海岸空間が有する自然環境とは関わりなく、遊戯施設やバリアフリー施設等、利用に偏重した施設が海岸に持ち込まれるような事例が見受けられる。また、静穏海域を作り出すために、巨大な構造物を海岸近くに整備するような事例もある。これらの施設は海岸利用者の増加等の効果がある一方で、海岸景観には大きな影響を与えるものとなる。

上記のような事例には、当該海岸の成り立ちを十分に踏まえず、内陸の公園あるいは遊園地のイメージをそのまま海岸に持ち込んだり、海岸利用への配慮のために延々と続く階段護岸・緩傾斜護岸等を場所柄に関係なく設置する等、海岸利用の概念や整備方法が検討プロセスの中で固定化（短絡化）してしまっている側面がある。

前頁に記述したとおり、都市空間と海岸は本質的に異なる空間であり、内陸の市街地における公園整備等と同一視すべきではないことを認識する必要がある。そして、都市（市街地）内でみられる装飾物、人を喜ばそうとする都市空間の整備手法、娯楽施設等を、海岸という空間に持ち込むことには慎重でなければならない。

海岸整備の際には、地域の人々の意見を尊重することは重要であるが、本来海岸という場所はどういう場所であるべきなのか、その地域の海岸とは本来どういう場所であったのか、これから当該海岸はどういう海岸を目指すべきなのか、といった「あるべき論」からまず、専門家の意見を聞きながら、行政、住民とが一体となって議論し、勉強し、当該海岸における具体的整備のあり方を検討していく必要がある。

なお、ここでいう専門家とは、海岸工学や景観工学分野はもとより、郷土史分野や環境分野等、当該海岸と関わりの深い複数の人材を意味するものである。



写真-16 遊戯施設の導入

出典：海岸研究会編、ふるさとの海岸づくりアイデア集、技報堂出版、p31、1991. 10



写真-17 巨大な海岸保全施設の整備事例

出典：@niftyHP (<http://niftytravel.com>)



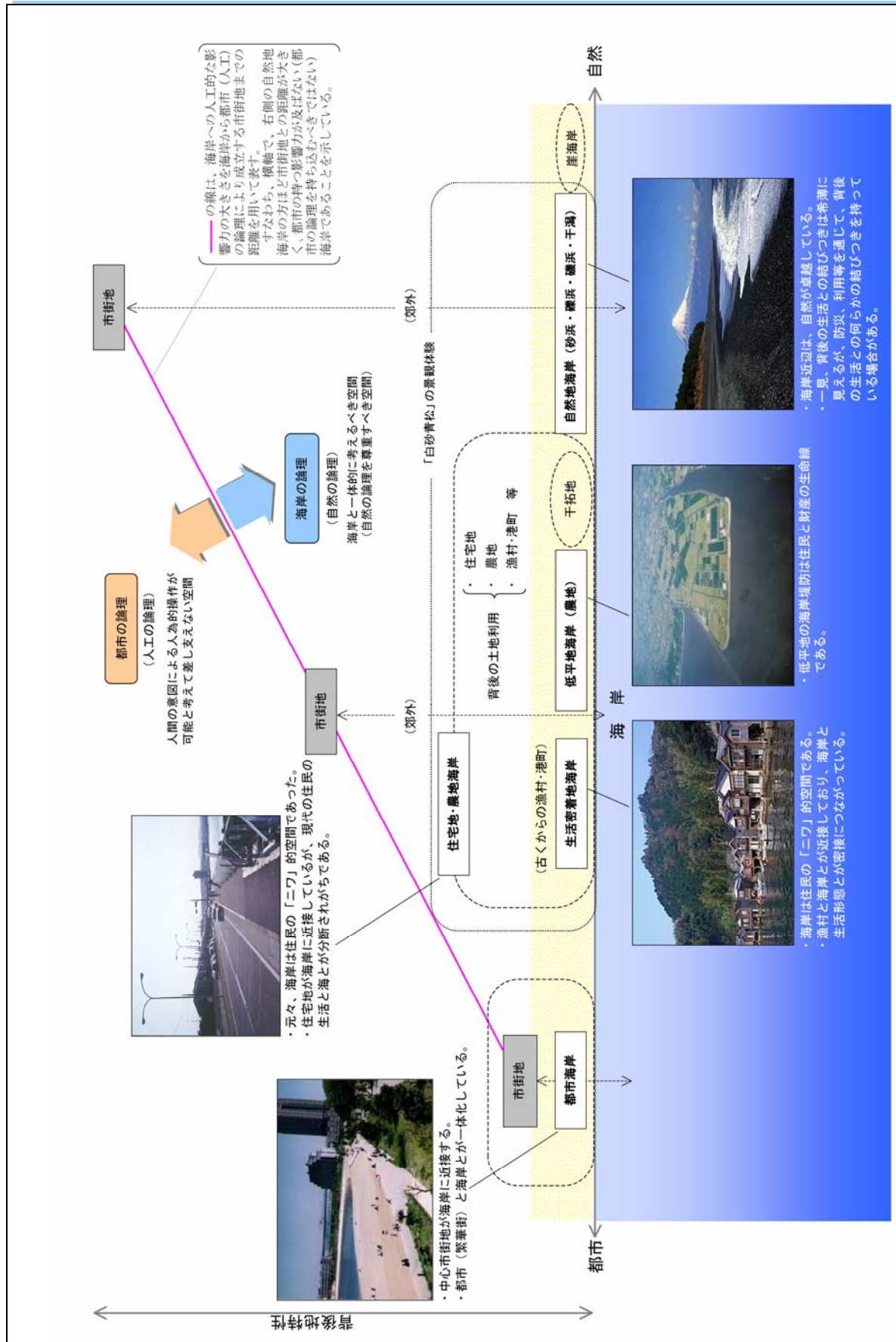
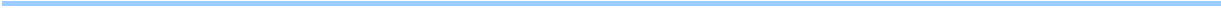


図-5 海岸と背後地特性との関係



### 3. 海岸における景観形成の理念

#### 3.1 海岸の景観形成の理念

海岸景観形成の検討を行うにあたっては、以下の3つの基本理念に基づき実施する。

- 1) 背後地を含めた海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重する
- 2) 背後地を含めた海岸のもつ「生活環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理解する。
- 3) 「自然環境基盤」(自然地形)を基礎とした「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和を図る。

#### 【 解 説 】

海岸空間は、砂・礫<sup>れき</sup>・磯・岬等といった自然地形を基盤として形成されており、その基盤は波浪・潮流や風といった海の営力を受けながら地域固有の形態をつくりだしている。

本ガイドラインでは、既述のとおり、海岸景観の基盤となる自然地形を「自然環境基盤」と称している。

そして、「自然環境基盤」(自然地形)という環境基盤の上に、人間生活としての居住・生業(産業)レクリエーション・祭事等、更には利用を安全に確保するための海岸保全(防護)を含む「生活環境」が繰り広げられると同時に、自然生態の営みすなわち「生態環境」も備わっている。

これらの総体的な眺めが海岸景観である。この総体的な眺めをより良くするための「自然環境基盤」を基礎とした「生態環境」や「生活環境」との関係の秩序を導き出し、海岸空間の景観整備を行うにあたっての留意点として、次の3つを掲げる。

1) 背後地を含めた海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重する

2) 背後地を含めた海岸のもつ「生活環境」や「生態環境」の空間特性の歴史の変遷・現状を理解する

3) 「自然環境基盤」(自然地形)を基礎とした「生活環境」や「生態環境」から導き出される複数の空間秩序の調和を図る

上記3つの基本理念の内容については、次節以降に順次に述べる。

なお、海岸の空間秩序は、「自然環境基盤」や「生態環境」と「生活環境」との係わり合いによって成り立つものであるから、海岸における空間秩序の調和を実現するためには、行政はもちろんのこと、その地域に暮らす地域住民及び海岸利用者の積極的な参画が求められる。

また、目に見える物理的な環境としての海岸空間の総体的な眺めを、空間秩序に基づく調和ある景観とするためには、海岸工学や景観工学、郷土史等の専門家の助言や協力が不可欠である。

したがって、上記3つの基本理念の実現に向けて、地域住民・海岸利用者・行政・専門家の参加・協働の重要性を、本章最後に解説する。

### 3.2 地域固有の「自然環境基盤」の尊重

海岸景観形成の検討を行うにあたっては、背後地を含めた海岸のもつ「自然環境基盤」（自然地形）を尊重することが重要である。このことは、技術的な合理性、経済的な合理性、さらには海岸整備の結果として現れる地域にふさわしい海岸景観の形成につながる。

#### 【 解 説 】

「自然環境基盤」（自然地形）は、海岸空間や海岸景観の基盤となるものである。また、日本人は古来より元々の海岸の姿である「自然環境基盤」（自然地形）と自らを関係づけ、祭事や歳時を通じて畏敬の念を持って接するとともに、白砂青松や渚という言葉に代表されるように、「自然環境基盤」（自然地形）そのものを愛でる感性がある。

このことから、海岸景観を検討するにあたっては、「自然環境基盤」（自然地形）の現状を適確に把握し、「自然環境基盤」（自然地形）を重視・尊重することが、結果として良好な海岸景観を形成することにつながり、技術的にも経済的にも合理性を有すると考える。

したがって、海岸景観の検討を行うにあたっては、まず第一に「自然環境基盤」（自然地形）を尊重する必要がある。

### 3.3 背後空間の「生活環境」や「生態環境」への理解

海岸景観は、視覚的な関係性、海岸と地域の人々との結びつき、土地利用状況等を背後地域と一体的に捉える必要があることから、過去の当該海岸及び背後地域の歴史的経緯を読み取り、現在の土地利用状況を踏まえながら、背後の空間特性に応じた今後の海岸景観のあるべき姿について、専門家（海岸工学、景観工学、郷土史等）の適切な助言のもと、地域住民とともに検討していく必要がある。

#### 【 解 説 】

海岸景観の検討対象は、海岸保全区域内の海岸や護岸・堤防等の防護施設に限らない。

海岸景観は、視覚的な関係性、海岸と地域の人々との結びつき、土地利用状況等を、背後地域と一体的に捉える必要がある。また、海岸防災や環境、利用、景観等の様々な観点を、短絡的に施設整備のみに帰着させることなく、背後地域の空間特性や相互の機能の整合性を持たせつつ、一体的な空間として違和感なく総合化しなければならない。

海岸特性と背後地域の空間特性との関係性から見た一体空間の整理例には、例えば次頁に示す表-2のようなタイプ分けが一般論として考えられる。

しかしながら、実際の海岸はそれぞれの地域毎に異なり、二つとして同じものはない地域固有のものであり、海岸の景観形成に明確に規定できるこれといった方法論はない。その場限りの地域環境に、臨機応変に対応することこそが、海岸景観の形成においては肝要である。

そのためには、次頁表を参考にしながら、実際の海岸景観の検討においては、当該海岸及び背後地域の「生活環境」の歴史的経緯や「生態環境」の変遷を読み取り、現在の土地利用状況を踏まえながら、背後の空間特性に応じた今後の海岸景観のあるべき姿について、専門家の適切な助言のもと、地域住民とともに検討していく必要がある。



表-2 背後地域の空間特性と海岸の特性の整理例

背後地域	海岸の特性			生活(背後地)との一体化				
	市街地との関係	海岸の空間特性	利用者特性	空間的一体化 物理的関係性	視覚的一体化	防災機能	利用	環境
都市	中心市街地(都市)が海岸に近接している	繁華街(都市的な雰囲気を持つ)	不特定来訪者	市街地の建物から護岸先端、海岸線までを一体的に捉えられ、一体感を有する空間構成と規模の設定	建物から護岸先端、海岸線までを一体的に捉えられ、一体感を有する空間構成と規模の設定	防災機能は護岸でしっかりと受け止める	水際線への物理的アクセス(ピリティ)の確保(護岸全体を階段護岸にする必要は必ずしもない) 都市の賑わいが海辺にしみ出すような護岸先端や海岸の利用のあり方の工夫(天瀬のプログラムナート 等)	海岸環境に配慮した構造工法の検討(漁港等への影響、構造物設置による漂砂系への影響等) 水質改善 海岸環境の美化活動への住民参加等
都市郊外	中心市街地(住宅地、農地等)が海岸に近接している	住宅地が海岸に近接する 場合、日常的にその存在が意識される	近隣住民及び来訪者	背後地域から海岸まで物理的視覚的障壁なく、容易にわかりやすく近づき得るようなアクセス路の設定	日常的に海の存在が意識される庶民的空間として、海辺まで抵抗感なく近づきやすい見えるようなアクセス路や護岸の設定(背後地域から必ずしも海が見えなくとも良い)	内陸側への土地利用の誘導 背後地と一体となった防災システム(ハードソフト) 住まい方の工夫等	自然特性(海象条件地形条件等)に見合った利用のあり方の検討(無理に娯楽施設やプログラムード階段護岸等を持ち込まなくても良い)	同上
漁村	古来よりの漁村港町が海岸に近接、独自の漁村港町を形成している	日常的な海岸との親密な関係性を持つ (生活の営みの場)	生活の営みの場として海岸を利用する住民が中心	密接な海と生活とのつながり(その関係性が形出した漁村港町の空間の形)を壊さない空間構成の検討(道路による生活と海との分断を避ける 等)	同上	同上	背後地の農村港町の生活営みに即した利用のあり方の尊重	同上
農地	後背に干拓地を備え、市街地から離れている	農地や集落を守るといった観点から、住民が強い安心感を得ている	農家、近隣住民及び来訪者	堤防があるという前提で海面下以後背農地が造成されておき、農地との一体性や営農者に安心感を与える構造	広大なオープンスペースとなり、農地側から見た堤防の圧迫感はなく農地環境に溶け込んでいく。堤防から農地を眺望することでも、オープンスペースを体感できることから、堤防へのアクセス路を確保する	高潮、波浪等の災害時に対応するため護岸でしっかりと受け止めることは無 論、低平地のため日常的な背後地からの排水及び海からの浸水防御が必須	背後地の農業農村の生業生活に即した利用のあり方の尊重	集落や農地からの排水湖遊池の水質保全 海岸環境の美化活動への農家、住民参加等 渡り鳥の飛来地保全(バードウォッチング等)
自然	市街地から遠く離れている	自然が卓越している	広域来訪者	海岸の自然特性(背後地の地形特性(形状)等に即した海浜規模の検討(汀線形状への配慮) 背後地域からの物理的なアクセスピリティの確保	森林が背後地との視覚的連続性を完全に遮断せず、樹間から海や砂浜が垣間見えるよう海への視覚的アクセスピリティに配慮する(単に松を植えればよい訳ではない)	海浜(砂浜や松林)を、自然と生活の間の緩衝帯と捉え、飛砂飛沫防止、防風、波浪エネルギー減衰、高潮対策等、防災装置として積極的に位置付ける	地域住民広域来訪者等による多様な利用の場を想定(来訪者のレクリエーション利用、地域の宗教的利用(祭り等)、イベント、環境学習 等)	森林は元来自然力と人による二次的自然 「里山」的自然への住民参加による日常的な維持管理 生物多様性の場の尊重 ミティゲーション(内陸開発の代償環境創造の場としての位置付けの検討)

### 3.4 「自然環境基盤」と「生活環境」や「生態環境」の秩序の調和を図る

美しい海岸景観の秩序を形成するために海岸景観形成を検討する際は、自然環境基盤（自然地形）を基礎とした生活環境、生態環境の秩序の調和を図る必要がある。

当該海岸の景観としてどのような調和を目指すべきかを検討する際には、背後地も含めた当該海岸における海岸景観構成要素の構成の秩序を保つことが重要である。

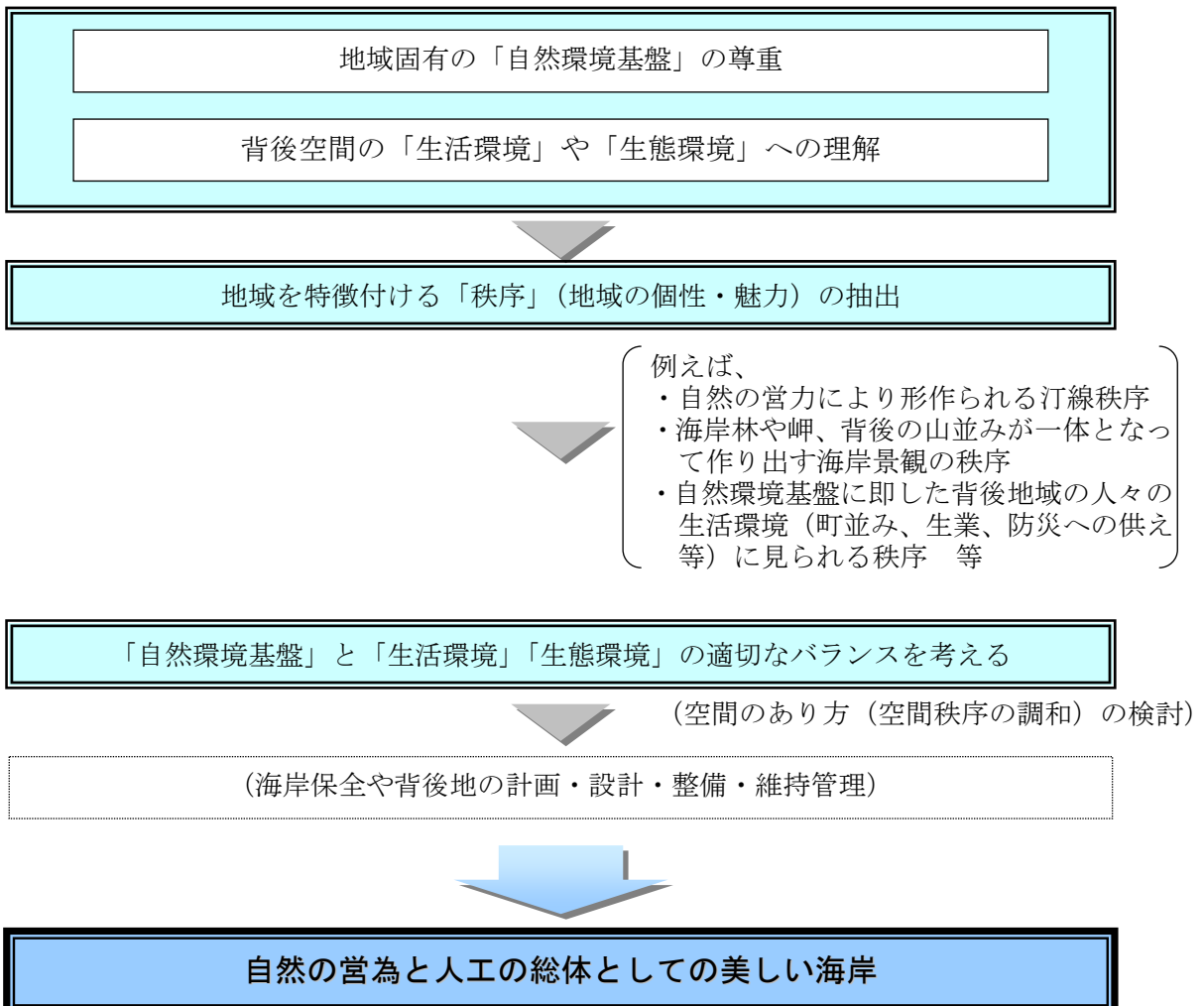
#### 【 解 説 】

望ましい海岸景観のあり方（目標像）を検討することは、自然環境基盤（自然地形）を基本として、生活環境並びに生態環境がどのようなバランスであれば、当該海岸にとって調和がとれたものになり、三者の総体としての海岸空間が良好なものになるのかを検討することである。

本ガイドラインでは、この三者の調和を生み出す原則を「あるべきところにあるべきものをつくる」として提唱する。

しかしながら、個々の海岸によって、「あるべきところ」や「あるべきもの」は異なる。個別海岸毎に原則を具体化する手立てとして、先の生活環境や生態環境への理解の中から、当該海岸や背後地の個性を特徴づけている「空間を形づくる秩序（原理・原則）」を導き出す検討が重要である。

秩序一つ一つが、「あるべきところにあるべきものをつくる」を示し、導き出された複数の秩序の総体が結果として、当該海岸における望ましい海岸景観の適切なバランスとなる。



### 3.5 海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて

～地域住民・海岸利用者・行政・専門家の参加・協働～

海岸における景観形成の秩序とその調和の実現に向けては、地域診断等の調査・検討の初期段階から、地域住民及び海岸利用者、行政、専門家（海岸工学、景観工学、郷土史家等）が参加・協働して、自分たちの海岸のあり方（海岸空間の秩序）を議論・検討し、皆で守り、育てていくことが必要である。

#### 【 解 説 】

これまで述べてきたように、海岸における景観検討とは、単なる視覚的な眺めを検討し、その景観を美化することだけが目的ではない。自然の営力の中で形成されてきた海岸地形、周辺の自然環境（地形、植生等）を基盤として、そこで生活する人々と海岸とのかかわり合いを尊重し、過去から現在に至る連綿たる生活の営みの中で築いてきた地域の歴史・文化を再度見直し、その記憶を継承、再創造していくこと、そして現代の生活に即した形でそれを再解釈し、海岸に求められる様々な機能（＝海岸が本来有していた複合的な機能）を踏まえながら、それらを最終的な空間の形として統合化していくことである。

そのためには、「地域の人々（海岸利用者も含む）」、「行政」、「専門家」といった個々の主体がそれぞれ自分たちの浜辺について何が問題か、何が大事か、自らの暮らしと海辺のつながりをどのようにしてゆけば良いかについて考え、議論し、活動することが必要である。さらに、そのような活動を通じ、それぞれの主体が、海辺を自らのかけがえのない共有空間として意識し、それぞれの役割に基づきながら、守り、育ててゆくことが大切である。

また、調査の初期段階から、地域が協働で検討を進めていくことにより、海岸景観を形作る空間の秩序に対する理解と長期的な秩序の継承・一貫性の確保が地域に根付き、海岸景観形成の秩序とその調和の実現が図られることが期待される。